

【掲載官報】

平成 22 年 9 月 14 日 本紙第 5397 号

【法令名】

○独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条の二第二項の規定により国が承継する財産を定める政令

【法令番号】

平成 22 年 9 月 14 日 政令第 198 号

【管轄省庁】

総務省

【施行期日】

平成 22 年 9 月 30 日

【制定の根拠規定】

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成18年法律第119号）附則第2条の2第2項

【法令のあらまし】

* 要旨

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成 18 年法律第 119 号）附則第 2 条の 2 第 2 項の規定により国が承継する財産について定める。

（本則関係）

.....